

## 津市営住宅連帯保証人取扱要綱

令和 2 年 7 月 1 日訓第 5 0 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号。以下「条例」という。）第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 項並びに津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 2 0 3 号。以下「規則」という。）第 1 0 条に規定する連帯保証人の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(連帯保証人の資格)

第 2 条 条例第 1 3 条第 1 項第 1 号に規定する連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 2 2 条第 2 項の規定による永住許可を受けている者又は第 1 9 条の 3 に規定する中長期在留者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 3 条の規定により特別永住者として永住することができる者

(2) 日本国内に居住する者

(3) 未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者でないもの

(4) 市営住宅（条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）に入居する者の連帯保証人でない者

(5) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による生活扶助を受けていない者

(6) 次のいずれにも該当しない者

ア 市営住宅の家賃、駐車場使用料その他の賃借人として負担すべき債務（以下「家賃等」という。）を滞納している者

イ 時効の援用又は自己破産による免責等で家賃等の支払を免れた者

ウ ア又はイに該当する者の連帯保証人であった者

2 規則第10条第1項第2号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 賃貸借契約の締結日において65歳未満の者であって、月額10万円以上の給与収入を有するもの
- (2) 賃貸借契約を締結する日の属する年の前年（1月から5月までの間に賃貸借契約を締結する場合にあつては、前々年）の総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）が124万8,000円以上である者
- (3) 消費税等を適正に納付している個人事業主
- (4) 賃貸借契約を締結する日の属する年度において10万円以上の固定資産税（都市計画税を含む。）が課税されている者であつて、当該固定資産税の未納がないもの
- (5) その他債務を負担することができる資力を有すると認められる者  
（連帯保証人の責任の極度額）

第3条 規則第10条第4項の規定により連帯保証人が入居者に代わって義務を履行する場合における民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する極度額は、連帯保証人1人につき、賃貸借契約の締結日における条例第16条第2項の規定により市長が定めた近傍同種の住宅の家賃の額の18月分に相当する額に30万円を加えた額とする。

（連帯保証人の連署の特例）

第4条 条例第13条第3項の特別の事情があると認める入居決定者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第5条第1号から第7号までに掲げる事由により市営住宅に入居する者
- (2) 条例第7条の規定による入居資格者の特例の適用を受ける者
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- (4) 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所が発した命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
- (5) 前各号に定める者のほか、特別の事情により市長が連帯保証人の連署を

必要としないと認める者

2 規則第10条第2項の特別の事由があると認める入居決定者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、20歳に満たない児童と同居し、及び当該児童を扶養しているもの

(2) 単身で入居する者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第5条第1項に規定する市営住宅入居申込書を提出する日において60歳以上である者

イ 条例第6条第2項第1号アに掲げる者

(3) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者のうち、同法第37条の2及び生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第3条の規定に基づく保護の実施機関の代理納付により、継続して市営住宅の家賃が支払われることが明らかである者

(4) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等

(5) 前各号に定める者のほか、特別の事由により市長が連帯保証人の連署が困難であると認める者

3 条例第13条第3項又は規則第10条第2項の規定の適用を受けようとする入居決定者は、連帯保証人の連署の特例に関する届出書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 条例第13条第3項又は規則第10条第2項の規定の適用を受けた入居者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申し出なければならない。

（緊急連絡先届）

第5条 条例第13条第3項又は規則第10条第2項の規定の適用を受けた入居者は、緊急連絡先届出書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項第3号及び第4号に該当する者並びに緊急連絡先の届出が困難であると市長が認める者については、この限りでない。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和2年7月2日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

連帯保証人の連署の特例に関する届出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

氏 名

㊞

電話番号

連帯保証人の連署の特例の適用を受けたいので、津市営住宅連帯保証人取扱要綱第4条第3項の規定により届け出ます。

貸 貸 借 契 約 対 象 市 営 住 宅	所在地	
	名 称	
特例の適用を受けようとする理由		
添 付 書 類		
連帯保証人の人数	人	

